



AP-PLAT

Asia-Pacific Climate Change Adaptation Information Platform

# AP-PLAT Framework for Action

2023-2025

AP-PLAT行動枠組文書  
(2023-2025)

## AP-PLAT Framework for Action 2023-2025

Copyright © 2023 Ministry of the Environment, Japan.

この出版物のいかなる部分も環境省、国立環境研究所(NIES)及び地球環境戦略研究機関(IGES)の許可なく、コピー、録音、または情報の保存及び検索システムを含む電子的または機械的手段を問わず、いかなる形式または手段でも複製または送信することはできません。

環境省

〒100-8795

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

Tel: 03-3581-3351

<http://www.env.go.jp/>

国立環境研究所(NIES)

〒305-8506

茨城県つくば市小野川16-2

Tel: 029-850-2314

<https://www.nies.go.jp>

公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES)

〒240-0115

神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11

Tel: 046-855-3700

<http://www.iges.or.jp/jp>

# 目次

1. AP-PLATのビジョン・ミッション・アプローチ.....	4
2. AP-PLATの当面の優先的な課題と取組.....	4
2-1. 適応の推進に係る基盤的課題とそれらへの取組.....	4
2-2. 適応の推進に係る個別課題とそれらへの取組.....	5
3. AP-PLATの3つの主な機能.....	6
4. AP-PLATのメンバーシップについて.....	7
4-1. AP-PLATの運営主体.....	7
4-2. AP-PLAT賛同機関の定義、範囲.....	7
5. AP-PLAT全体会合の内容と目的.....	8
6. AP-PLAT Framework for Actionの更新・修正について.....	8

# 1. AP-PLATのビジョン・ミッション・アプローチ

アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）のビジョン、ミッション、アプローチは、以下のとおりとする。

ビジョン	アジア太平洋地域の持続可能かつ気候レジリエントな発展
ミッション	多様な関係者とのパートナーシップの強化を通じ、アジア太平洋地域において気候変動リスクを踏まえた最良の科学に基づく意思決定と実効性の高い気候変動適応策の推進を支援することをミッションとし、UNFCCCプロセスを中核とする国際的な適応にかかる努力を後押しする。とりわけ、パリ協定において定められている適応に関する世界全体の目標（GGA）の達成に向けて、各国の適応能力を向上し、強靭性を強化し、脆弱性を軽減していくことが重要課題となっていることを踏まえ、その実現への貢献を目指す。
アプローチ	ミッションの達成に向けて、以下を基本的な方針として取組を進めていく。 <ul style="list-style-type: none"><li>アジア太平洋地域の適応策推進の主要なアクターである、地域内の各国政府、自治体、関係機関、民間セクター等とのパートナーシップを積極的に推進する。具体的には、AP-PLAT賛同機関間の協働の機会の積極的な創出、賛同機関間の対話の推進、賛同機関による優良取組等の効果的なアピール機会の提供等のための、有効なプラットフォームとなるようAP-PLATを機能させていく。</li><li>上記のパートナーシップを通じた、科学的情報・知見の基盤整備、支援ツールの整備、能力強化・人材育成を、AP-PLATの活動の3本の柱とし、各取組を積極的に実施する。</li><li>アジア太平洋地域における適応ニーズの動向の分析・把握や、既存のイニシアティブやプラットフォーム等との連携・対話を積極的に進め、地域の優先的な適応ニーズに的確に対応し、かつ、AP-PLAT賛同機関によるものを含めた既存の取組と補完的で付加価値のある活動に重点をおく。</li></ul>

## 2. AP-PLATの当面の優先的な課題と取組

### 2-1. 適応の推進に係る基盤的課題とそれらへの取組

アジア太平洋地域においては、気候変動リスクへの対応の重要性および緊急性は共有されているが、それらの対応に必要な情報を包括的に集約したプラットフォームは未だ存在しない。また、アジア太平洋地域内における関係国や関係機関等による水平方向の連携や、リスク評価情報の創出努力を適応策・プロジェクト設計に生かすといった分野横断的な連携も限定的である。

これらの課題を克服するために、AP-PLATは、AP-PLAT賛同機関が持つ長所や経験、適応関連技術やソリューションも有効に活用し、気候変動適応推進のための地域のパートナーシップの強化を目指す。また、そのための方法として、当面、優先的に以下に取り組む。

- アジア太平洋地域における適応に関する関連情報を、最も網羅的に整理・提供する one-stop information platform の構築を目指す。
- 地域内の各国政府、自治体、関係機関、民間セクター等による既存の取組間の重複あるいはアジア太平洋地域内のニーズとの間のギャップや機会を理解し、包括的・戦略的に連携の機会を特定する。
- 特定されたギャップや機会に基づき、関係ドナーとも連携しつつ、アジア太平洋地域で必要とされる情報・ツール・能力強化にかかわる取組をAP-PLAT賛同機関間で共創していくための新たなプロジェクトを立ち上げる。

## 2-2. 適応の推進に係る個別課題とそれらへの取組

UNFCCCプロセスを中核とする国際的な気候変動適応および気候変動の悪影響に伴う損失及び損害(ロス&ダメージ)への対処にかかわる努力の動向を踏まえつつ、上記の取組を実施する上での具体的な切り口として、当面、適応の推進に係る以下のような諸課題に焦点を当てて、取組を推進する。

### 気候情報に基づくよりよい意思決定と早期行動

気候変動及び災害リスクによる悪影響に速やかに対処するためには、より信頼できる気候情報に基づいた意思決定を、国、サブナショナル、ローカル、コミュニティのあらゆるレベルにおいて促進していくことが重要である。気候情報に基づく早期行動を可能にすることが、特に気候変動に最も脆弱な人々の強靱性(レジリエンス)を高め、人命や財産を保護する上で鍵となる。しかし、世界規模の気候情報を、脆弱な国、サブナショナル、ローカル、コミュニティのレベルに落とし込み、早期行動へと結びつけるためには、気候情報のダウンスケーリングなど、多くの課題を乗り越えなければならない。AP-PLAT は、民間セクター等を含めた多様なステークホルダーとの連携による気候情報の活用と早期行動へのソリューションの創造(2022年3月に国連により発表された「5年以内に早期警戒システムで全人口をカバーする」というイニシアティブへの貢献を含む。)を通じて、適切な地理的スケールでのよりよい意思決定を支援する。

### 地域主導の適応(Locally-led Adaptation)の実践

気候変動影響の発現は国、サブナショナル、ローカル、コミュニティの文脈に多分に依存していることなどから、それらの文脈に関する知識や経験を有する、対象地域の人々が主導的な立場で適応に取り組むことが重要である。「地域主導の適応(Locally-led Adaptation, LLA)」はこうした考えから生じた概念であり、ローカルあるいはコミュニティの規模で適応を推進していくことの重要性を提示したものである。「地域主導の適応」の考え方によれば、資金や情報といったリソースを、国レベルからローカルやコミュニティレベルへと行き渡るようにし、彼らの主体的な取組を促すことが、ローカルやコミュニティのレジリエンス構築にとり有効である。他方でLLAの取組は、いまだ実践例が十分に認知されていない。AP-PLAT は、アジア太平洋地域においてLLAの実践例を拡充させるために、優良な事例の教訓や経験を広く共有するなど、「地域主導の適応」の普及を促進する。

### 複合連鎖型リスクへの対応

気候変動の影響は多岐にわたり、単一の極端気象現象にとどまらず、慢性(slow-onset)、急性(sudden-onset)なものを含む複数の気象現象や、感染症や紛争といった異なる要因を持つリスクの組み合わせにより、複合的、連鎖的にその影響が増幅、複雑化することがある。気候変動や災害による世界の経済損失は、電力、交通、通信などの重要なインフラ分野への被害が大きな割合を占めている。災害に強いインフラを推進し、災害の包括的な計画、提供、資金調達、運用、管理を通じて、影響に適切に備え、脆弱性を軽減することが急務である。しかし、気候変動に起因する災害を含む複合連鎖型リスクについての知見は十分に蓄積されていないのが現状であり、対策の在り方についての議論も成熟していない。したがって、複合連鎖災害型リスクへの対応を拡充していくために、アジア太平洋地域特有の気候リスクや社会経済リスクを踏まえた具体的な解決策の模索が求められる。AP-PLAT は、こうした模索を通じて、複合連鎖型リスクへの取組を拡充していく。

### モニタリングと評価

国やサブナショナル、ローカル、コミュニティレベルの規模において、適応計画の策定と実施が進められている。次の段階として、適応計画の進捗を確認し、それに応じて計画を見直し、適切に更新していくことで、適応努力を加速することが求められる。こうした適応のサイクルを回すうえで鍵となるのが、適応策のモニタリングと評価である。しかし、適応のモニタリングと評価には、さまざまなセクターや地域によって異なり得る最適な適応策を測る単一の指標が存在しないなど、多くの困難が伴う。AP-PLATは、こうした課題の克服に向け、適応のサイクルの強化に資するモニタリングと評価のための具体的な方策を模索するため、知見共有やツールの開発などに取り組む。

## 気候変動と生物多様性のシナジーの主流化

気候変動は人間社会のみならず生態系にも甚大な影響を及ぼし、逆に生態系の変化も温室効果ガスの排出・吸収や地域の強靭性・脆弱性に影響をもたらすことから、気候変動と生物多様性保全とは極めて密接に関連する課題である。また、気候変動問題と生物多様性の保全の問題の同時的な解決策の導入・実践は、当該地域に、さらに多面的な便益をもたらす可能性がある。この文脈において、自然を基盤とした防災・減災(Eco-DRR)やグリーンインフラ等を包摂する概念としての、自然を基盤とした解決策(NbS)が適応において果たす役割への期待が高まっている。AP-PLAT は、この視点をアジア太平洋地域において主流化し、気候変動と生物多様性のシナジーを生み出すための実施可能な要素を整備することを目指す。

### 官民連携の推進

適応を推進していくにあたって、公共セクターのみならず、民間セクターが有する技術・サービスや資金による貢献や、民間セクター自身のための取組にも期待が高まっている。民間セクターにとっては、気候変動から受ける影響を最小限にし、適切な気候リスク管理に基づく持続可能な経営を目指していくことが重要である。さらに、民間セクターが有する適応に資する技術やサービスを適応の現場で活用することで、適応ビジネスの拡大に繋げることができる。AP-PLATは、アジア太平洋地域の民間セクターとの協働の加速に向けて、気候リスク管理および適応ビジネス推進の双方に積極的に取り組む。

## 3. AP-PLATの3つの主な機能

前述のアプローチの2番目で示したAP-PLATの活動の3本柱における具体的な取組は以下に示す通りである。

### 1. 科学的情報・知見の基盤整理

国・地方レベルの政策決定者や、研究者、ドナー、民間事業者等を対象として、科学的知見に基づいた適応計画および適応策の立案・実施に活用できることを目的に、アクセス可能な気候リスク情報(例えば、気候変動影響の将来予測等)やデータを幅広く収集し、整理、分析する。さらに、各ステークホルダーからのニーズや知見のギャップに応じて、新しいデータ・情報の収集、開発、研究を行う。

### 2. 支援ツールの整備

国・地方レベルの政策決定者や、研究者、ドナー、民間事業者等を対象として、適応計画および適応策の立案・実施を支援するためのツールキットの開発を行う。

### 3. 能力強化・人材育成

最良の科学に基づく適応行動(リスク評価、適応策の策定、資金調達と適応策の実施、モニタリングと評価、等)を促進するための能力強化活動を行う。活動には、能力強化関連機関のネットワーク化、ナレッジプロダクトの開発とその共有、既存のトレーニングプログラムとの連携と支援活動の実施、能力開発を促進するための新たな協力機会の模索、テーマ別能力開発コースの立ち上げ、ボトムアップの気候変動適応行動の推進等が含まれる。

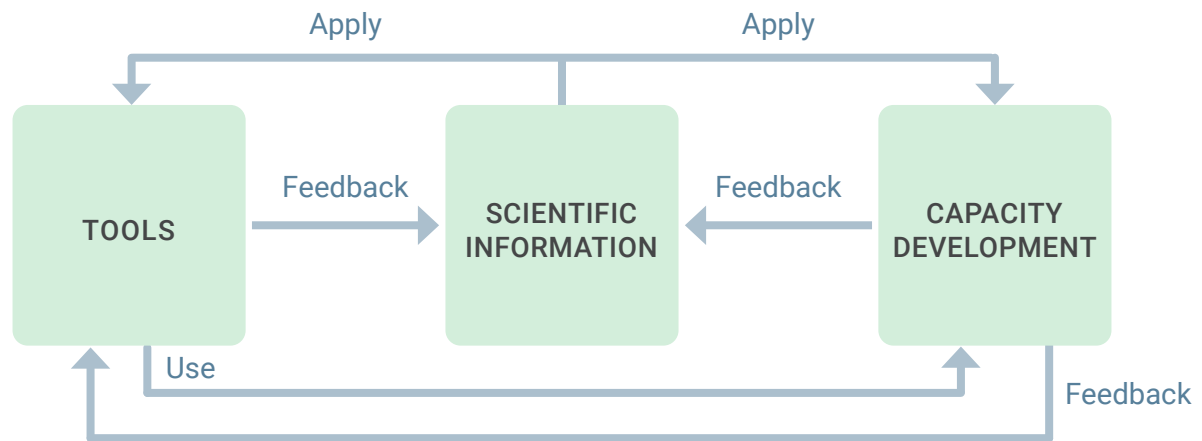


図1. AP-PLATの3つの主な機能と相互関係

AP-PLATの活動は、これら3つの柱に沿って3年ごとに策定するFramework for Action(本文書のことを指す)に基づいて展開する。なお、これら3つの柱における取組は、図1に示すように、相互補完関係となるように推進していく。「科学的情報・知見」は、「支援ツール」の開発および「能力強化・人材育成」の活動において積極的に活用される。また、開発された「支援ツール」は、「能力強化・人材育成」の活動に活用される。さらに、「能力強化・人材育成」の活動を通じて得られた各種の見解は、「支援ツール」の品質改善のため、有効にフィードバックされるものとする。これらの相互補完関係を効果的に継続させるための手段として、5.で述べるとおりの各種会合において、3本柱それぞれの活動に関する情報共有を、AP-PLAT賛同機関の間で定期的に行うものとする。

## 4. AP-PLATのメンバーシップについて

### 4-1. AP-PLATの運営主体

AP-PLATの運営は、AP-PLATのビジョン、ミッション、アプローチのもと、各賛同機関との連携をけん引し、AP-PLATの3本柱による活動を中心に推進していくことを目的として、日本国環境省、国立環境研究所、地球環境戦略研究機関の3機関によって行われる。うち、科学的情報・知見・ツールの共有を図るための情報基盤(AP-PLAT Webサイト)は国立環境研究所が構築・運営する。AP-PLATの活動方針の策定およびAP-PLAT Framework for Actionの策定・改定は、AP-PLAT全体会合におけるAP-PLAT賛同機関からのコメントを踏まえつつ、3機関によって行う。

なお、AP-PLATの今後の展開にしたいが、将来的には、地域の関係機関間の連携と協働の状況を踏まえつつ、具体的な適応努力の更なる促進に向けて、他の関係機関の参加による「AP-PLAT運営委員会」の設置を含めて検討を進めるものとする。

### 4-2. AP-PLAT賛同機関の定義、範囲

AP-PLATの賛同機関とは、AP-PLATのビジョン、ミッション、アプローチに賛同し、協働による適応に係る情報・ツール・能力強化の取組の共創を重視しつつ、AP-PLATの3本柱に基づく活動を推進する機関である。賛同機関は、特定の義務を課せられるものではなく、そのニーズや関心に応じて、AP-PLATをプラットフォームとして活用する主体として想定されている。

ただし、AP-PLATの3本柱それぞれの取組のもとで必要と認められた場合は、より強い協働に向けたパートナーシップの仕組みを各柱で新しく導入することができるものとする。

AP-PLAT賛同機関は、AP-PLATの趣旨に沿った活動に参画し、以下の役割を担う。

- AP-PLATの活動方針およびAP-PLAT Framework for Actionの策定・改定に向けてのコメントの提供
- ツールや情報等の知見およびフィードバックの提供

- AP-PLAT が提供するツール・情報の普及
- 地域の適応に関するギャップ・協働の機会の特定への積極的な協力とそれらへの具体的取組の提案と実施

AP-PLAT賛同は、各取組の会合、ならびに全体会合に参加できるほか、AP-PLATに参加することで以下のメリットを得ることができる。

- UNFCCC COPなどの国際的な機会においてAP-PLATに係るイベントへの参加
- 各賛同機関の取組のAP-PLATウェブサイト上での共有・周知
- AP-PLAT各取組の関連レポートへの各賛同機関の取組の掲載など

AP-PLAT賛同機関となることを希望する場合は、AP-PLAT運営主体にApplication formを提出する。それを受け、AP-PLAT賛同機関への登録可否について、運営主体が決定する。AP-PLAT賛同機関への申請は、AP-PLATのビジョン、ミッション、アプローチに賛同する主体であれば、国、自治体、関連機関に限らず、民間セクター、NGO等を含め、行うことができる。また、賛同機関から退会することを希望する場合は、AP-PLAT運営主体にその旨を連絡することをもって、いつでも退会することができる。

## 5. AP-PLAT全体会合の内容と目的

AP-PLAT全体会合の内容と目的は、表1のとおりである。

表1.全体会合の内容と目的

会合の種類 (開催頻度)	参加者	会合の内容と目的
全体会合 Annual Meeting (年1回)	賛同機関、運営 主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>• AP-PLATの活動方針に関する意見交換 (AP-PLAT Framework for Actionの策定・改定に関する意見聴取等を含む)</li> <li>• AP-PLATの活動方針に基づく具体的な協働の機会の検討</li> <li>• AP-PLATの各種活動の進捗状況の報告・今後の方向性についての確認</li> <li>• 賛同機関による活動・成果の共有</li> <li>• 賛同機関間の交流の促進</li> </ul>

全体会合は、すべての賛同機関に開かれた機会として開催され、AP-PLAT全体の活動方針に基づいた具体的な協働の機会の検討や、活動方針についての意見聴取・質疑、AP-PLATの各種活動計画の進捗状況の報告・今後の方向性についての確認、各賛同機関による活動や成果の共有などを行う。

また、AP-PLATの3本柱の取組ごとに、必要に応じて、サブ会合を開催することがある。賛同機関は、全体会合およびAP-PLATの3本柱の取組ごとのサブ会合へ積極的に参加することが期待される。

## 6. AP-PLAT Framework for Actionの更新・修正について

AP-PLAT Framework for Actionは、適応に関する国際的な議論の動向や、関連各種取組の状況等を踏まえつつ、AP-PLAT賛同機関間の連携・協働を段階的に強化していくことを視野に、3年ごとに内容の更新を行う。ただし、それ以外のタイミングであっても、必要に応じて、更新を行うことができる。

本文書については、2023年4月から2026年3月まで有効とし、本文書に基づく活動状況等を踏まえつつ、更新を行う。





